令和２年12月農業委員会総会議事録

令和2年12月24日午後3時00分、令和2年12月農業委員会総会を弘前市りんごの家2階研修室に招集する。

出席委員 23名

1番	岩谷　裕子	委員	2番	成田　忠光	委員	3番	三上　幸雄	委員
4番	佐藤　耕一	委員	6番	成田　繁則	委員	7番	小林　政貴	委員
8番	三上　悦治	委員	9番	平井　秀樹	委員	10番	進藤　司	委員
12番	棟方　健	委員	14番	小田桐　明	委員	15番	奥元　勝義	委員
16番	髙橋　貴志	委員	17番	須藤　秀人	委員	18番	大湯　茂八郎	委員
19番	伊藤　公正	委員	20番	兜森　弘義	委員	21番	小嶋　勇成	委員
22番	藤田　善明	委員	23番	前田　優考	委員	24番	町田　高司	委員
25番	佐藤　剛郎	委員	26番	山内　知人	委員			

欠席委員　3名

5番	白濱　不二男	委員	11番	石岡　千鶴子	委員	13番	木村　芳文	委員

出席事務局　　8名

事 務 局 長	菅野　昌子	事務局次長	吉田　秀樹
事務局次長補佐	佐藤　祝幸	事務局主幹兼農地係長	澤田　明人
事務局農政係長	藤田　文明	岩木分室長総括主査	浅利　敏江
相馬分室総括主査	藤田　　徹	事務局主事	佐藤　久明

本日の会議に付した事件

議事録署名者の指名及び書記の任命
議　事
議案第75号　　農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について
議案第76号　　農用地利用集積計画の決定について
議案第77号　　農用地利用集積計画策定の要請について
議案第78号　　農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第79号　　農地・非農地の判断について

報告第36号　　農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第37号　　農地の賃貸借合意解約通知書の受理について

［開始時刻 15 時 00 分］

事務局次長　ただいまから令和 2 年 12 月農業委員会総会を開会いたします。開会に先立ちまして、成田繁則会長から挨拶及び諸般の報告がございます。

会　　長　【挨拶及び諸般の報告（省略）】

事務局次長　それでは、お手元の総会の次第に従って進めて参ります。総会の議長は、弘前市農業委員会総会会議規則第 4 条の規定により会長が務めることになっておりますので、成田会長よろしくお願いいたします。

議　　長　議事の進行につきまして、皆様のご協力を賜りますよう、よろしくお願いします。欠席者の通告があります。議席番号 5 番白濱不二男委員 11 番石岡千鶴子委員 13 番木村芳文委員の 3 名であります。ただいまの出席者数は 23 名で定足数に達しております。よって、直ちに会議を開きます。次第の 3、議事録署名者を私から指名いたします。17 番須藤秀人委員、18 番大湯茂八郎委員、19 番伊藤公正委員、以上 3 委員を指名いたします。また、書記には、事務局職員の佐藤久明主事を任命いたします。議事に入る前にお願いを申し上げます。農業委員会等に関する法律第 31 条の「議事参与の制限」の規定に該当すると思われる方は、関係する議案審議の前に、一時退席していただきます。

それでは、次第の 4、議事に入ります。議案第 75 号を議題といたします。議案第 75 号は「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　1 ページをお開き願います。議案第 75 号は、「農地の所有権の移転及び使用収益権の設定の許可について」であります。提案理由は、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定に基づき、許可申請書の提出のあった農地の所有権の移転及び使用収益権の設定について、本会の審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 1 件 5,389 ㎡、畑 5 件 13,405 ㎡、合計 6 件 18,794 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 15 件 82,855 ㎡、畑 5 件 36,027.52 ㎡、合計 20 件 118,882.52 ㎡ であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　本日の、総会に提案されている議案について、去る 12 月 14 日、事前調査会を開催しましたので、その概要について報告いたします。当日の調査委員は、木村芳文委員長、進藤司委員、髙橋貴志委員、大湯茂八郎委員、それに私、棟方であります。3 条許可申請について、農地所有適格法人の農地取得 1 件についての事情聴取を行いました。5 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 122 番について申し上げます。申請地は、譲受人である法人の取締役が所有する農地であります。農家の高齢化により、手放される農地を継承するため、また、新規就農を志している人たちを雇用し育成するために、法人を設立し、本申請に至ったと申し述べておりました。りんご農家である譲渡人も、今後は法人の役員として、農作業に従事していくということであり、技術力等、特に問題はないと判断しました。この他の申請についても、申請書を審査し、検討した結果、議案書記載のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号について、いずれも該当しないと認められました。また、農地法第 2 条第 3 項も含め、許可要件をすべて満たしており、いずれの申請も、許可相当であると考えられました。以上、報告します。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

髙橋貴志委員　〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

（髙橋貴志委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 11 ページ、使用収益権関係、受付番号 166 番および 12 ページ 167 番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　使用収益権関係、受付番号 166 番および 167 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 75 号のうち、使用収益権関係受付番号 166 番および 167 番については、許可することに決定いたします。髙橋委員の着席をお願いします。

（髙橋貴志委員着席）

議　　長　それでは、議案第 75 号のうち、使用収益権関係、受付番号 166 番および 167 番を除く申請について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 75 号のうち、使用収益権関係、受付番号 166 番および 167 番を除く申請については、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 75 号のうち、使用収益権関係、受付番号 166 番および 167 番を除く申請については、許可することに決定いたします。

次に、議案第 76 号を議題といたします。議案第 76 号は「農用地利用集積計画の決定について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　15 ページをお開き願います。議案第 76 号は、「農用地利用集積計画の決定について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地の利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画を定めることについて、本会で決定したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 5 件 17,810 ㎡、畑 5 件 23,314 ㎡、合計 10 件 41,124 ㎡であります。また、使用収益権関係では、田 2 件 10,746 ㎡、畑 8 件 78,493 ㎡、合計 10 件 89,239 ㎡であります。 なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　本議案の総括といたしましては、基本構想に定められた、受け手申出者の、利

調査副委員長　用権の設定等を受けた後において、備えるべき、各要件と照らし合わせて、それぞれ確認したところ、機械力、労働力等からみて、効率的に耕作できると認められること及び、必要な農作業に常時従事する予定であることなど、すべてについて、要件を満たしておりました。19 ページをお開きください。所有権関係、受付番号 74 番から、20 ページ 76 番については、事業要件、構成員要件及び役員要件のすべてが、農地法第 2 条第 3 項で定める、農地所有適格法人の要件を満たしておりました。21 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 57 番から、23 ページ 65 番については、貸借期間の満了により、利用権を再設定するための計画案であります。以上のことから、議案書に示したとおり、いずれも、その内容が、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の、基本構想に適合するなどの、各要件を満たしており、農用地利用集積計画を定めることが適当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　それでは、議案第 76 号について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 76 号は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 76 号は、委員会報告のとおり決定いたします。

次に、議案第 77 号を議題といたします。議案第 77 号は「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　25 ページをお開き願います。議案第 77 号は、「農用地利用集積計画策定の要請について」であります。提案理由は、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 1 項による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業等の実施が必要と認められたので、同法第 15 条第 4 項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長に要請することについて、本会の審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、所有権関係が、田 3 件 15,783 ㎡、畑 2 件 10,127 ㎡、合計 5 件 25,910 ㎡であります。また、使用収益関係では、畑 1 件 1,262 ㎡であり、内容は、農地中間管理事業に関するものであります。今回提出されました 6 件につきましては、所有者からの申出により、地区を担当する農業委員または農地利用最適化推進委員が調整委員となり、同法第 18 条第 3 項にかかげる各要件を満たす譲受人との調整にあたった結果、売買 5 件、貸借 1 件が整ったものであります。30 ページをお開きください。使用収益権関係、受付番号 23 番については、農地中間管理事業に関するものになりますが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき農用地利用集積計画において、一括しての権利設定を行うことで担い手に貸し付けられる計画案となります。以上であります。

議　　長　利用調整をした委員から補足説明ありませんか。

（な　し）

佐藤耕一委員　〈議事参与の制限に該当する旨の申出あり〉

（佐藤耕一委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に 30 ページ使用

議　　長　　収益権関係、受付番号23番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　使用収益権関係、受付番号23番について、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第77号のうち、使用収益権関係、受付番号23番については、原案のとおり要請することに決定いたします。佐藤委員の着席をお願いします。

（佐藤耕一委員着席）

議　　長　　それでは、議案第77号のうち、使用収益権関係、受付番号23番を除く計画案について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　　議案第77号のうち、使用収益権関係、受付番号23番を除く計画案については、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　　異議ないものと認め、議案第77号のうち、使用収益権関係、受付番号23番を除く計画案については、原案のとおり要請することに決定いたします。

次に、議案第78号を議題といたします。議案第78号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　　31ページをお開き願います。議案第78号は「農業振興地域整備計画の変更に係る意見について」であります。提案理由は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、農業振興地域整備計画の変更について、本会の意見を決定したいので審議を求めるものであります。

今会議に提出されました件数と面積は、農用地指定除外が、1件424㎡、用途変更が2件6,418㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　　調査会では、市農林部の農振担当職員と、当委員会職員が現地調査した結果に基づき、農地法の転用基準に照らして検討しました。33ページをお開きください。農用地指定除外、整理番号1番は、除外後の農地区分は第1種農地で、原則不許可の農地区分ですが、不許可の例外となる「住宅で集落に接続して設置するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。34ページをお開きください。用途変更、整理番号1番及び2番は、農業用施設用地への変更であり、不許可の例外となる「農用地利用計画において指定された用途に供するもの」であることから、転用許可基準を満たすものであります。以上、申し上げたことから、農業振興地域整備計画の変更については、異議がないものと考えられました。以上報告いたします。

佐藤剛郎委員　（議事参与の制限に該当する旨の申出あり）

（佐藤剛郎委員退席）

議　　長　「議事参与の制限」の規定に該当する申出がありますので、先に34ページ、用途変更、整理番号2番について御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　用途変更、整理番号 2 番は、委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第78号のうち、用途変更、整理番号2番については、計画の変更について異議ないものと決定いたします。佐藤委員の着席をお願いします。

（佐藤剛郎委員着席）

議　　長　それでは、議案第78号のうち、用途変更、整理番号2番を除く計画の変更について、御審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第78号のうち、用途変更、整理番号2番を除く計画の変更について、委員会報告のとおり決定して御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案78号は計画の変更について異議ないものと決定いたします。

次に、議案第79号を議題といたします。議案第79号は、「農地・非農地の判断について」であります。事務局より説明を求めます。

事務局次長　35ページをお開き願います。議案第79号は、「農地・非農地の判断について」であります。提案理由は、農地法第30条第1項による利用状況調査の結果、農地法の運用について、第4(1)及び(2) に基づき、農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かについて、本会で判断したいので審議を求めるものであります。
今会議に提出されました件数と面積は、非農地とするものが、田4筆4,057㎡、畑4筆14,034㎡計8筆18,091㎡であります。なお、内容につきましては、事前調査会が開催されておりますので、説明は省略いたします。以上であります。

議　　長　事前調査会の報告をお願いします。

調査副委員長　地区を担当する委員が現地調査を行った結果に基づき、調査会で農地に該当するか否かの審査をしたので、その結果について申し上げます。37ページをお開きください。番号1番から3番の土地は、農地法の運用について、第4 (4) アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当し、4番から8番の土地については、第4 (4) イの「その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利

調査副委員長　用することができないと見込まれる場合」に該当すると認められるため、非農地とすることが妥当であると考えられました。以上、報告いたします。

議　　長　現地調査をした委員から補足説明はありませんか。

（な　し）

議　　長　それでは、議案第 79 号について、ご審議願います。御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　議案第 79 号は委員会報告のとおり決定することに、御異議ございませんか。

（異議なし）

議　　長　異議ないものと認め、議案第 79 号は番号 1 番から 8 番を「非農地」と判断することに決定いたします。

次に、報告第 36 号「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　39 ページをお開き願います。報告第 36 号は、「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について」であります。農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による農地の権利取得の届出があり、これを受理したので、報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田 2 件 17,222 ㎡、畑 6 件 29,379 ㎡、合計 8 件 46,601 ㎡ であります。なお、届出理由につきましては 41 ページの届出事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第 36 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　次に、報告第 37 号「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」、事務局に報告を求めます。

事務局次長　43 ページをお開き願います。報告第 37 号は、「農地の賃貸借合意解約通知書の受理について」であります。農地法第 18 条第 1 項ただし書の規定に基づき、農地賃貸借合意解約通知書を受理したので、本会に報告するものであります。
今会議に報告されました件数と面積は、田 16 件 91,980 ㎡であります。なお、解約理由につきましては、45 ページから 47 ページの解約事由欄に記載のとおりであります。以上であります。

議　　長　報告第 37 号について、御質問等ございませんか。

（な　し）

議　　長　これをもちまして、本日の議事を終了いたします。

［議事終了 15 時 32 分］